

## ○合意による時効の完成猶予とは

Q

当社とB社との間にはトラブル含みの債権があり、担当者の話合いで解決しようなのですが、これまで長引いたために時効期間が満了しそうになっています。解決しようなので、裁判等の強硬手段は採りたくありませんし、かといって時効期間が満了してしまったら、交渉の基盤がなくなります。どうしたらよいでしょうか。

A

まずは、権利についての協議を行う旨の合意書面を作成しましょう。これによって、合意時から1年間は、時効が完成しません。この期間に話合いがまとまればよいですし、もし、この期間に話合いがまとまらなかった場合でも、時効完成間際になったら、再度、権利についての協議を行う旨の合意書面を作成することができます。本来の時効完成時から最長で5年間であれば、何度でも合意し直せばよいのです。このように、合意によって時効の完成を猶予しておき、その間に話合いをまとめればよいでしょう。

## 解 説

### 1 協議を行う旨の合意による時効の完成猶予

平成29年改正前民法は、当事者間で話合いによる権利関係の解決を目指していても、時効の完成が間近に迫った場合には、債権者側としては、時効の完成を防ぐためだけに、訴訟提起などの手段を採らなければなりませんでしたが、しかし、それでは、せっかくそれまで解決のための話合いを積み重ねてきたにもかかわらず、信頼関係が壊れてしまい、話合い自体が不可能になることもあり得ます。

そこで、平成29年改正民法においては、権利についての協議を行う旨の合意によって、時効の完成を猶予できる制度を新設しました（民151①）。

すなわち、協議を行う旨の合意を行った場合の時効の完成猶予については、条文上3パターンが規定されており、その3パターンのうちのいずれか早い時までの間は、時効が完成しないと規定されています。

以下、具体的に、どのような場合にどの程度の期間、時効の完成が猶予されるかについて解説します。

## 2 合意による時効完成猶予の規定

いずれのケースにおいても、書面による合意が必要とされていることに注意してください（民151①柱書）。

### (1) その合意があった時から1年を経過した時（民151①一）

協議を行う旨の合意は行ったものの、実際の協議が行われなかった場合等も想定されるため、時効完成が猶予された状態を長期間継続させないための規定です。

### (2) その合意において当事者が協議を行う期間（1年に満たないものに限ります。）を定めたときは、その期間を経過した時（民151①二）

当事者間で、協議を行う期間を1年未満の期間と定めたのであれば、前記(1)のとおり、完成猶予期間を1年にする必要がないという趣旨の規定です。

### (3) 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6か月を経過した時（民151①三）

協議が決裂した場合には、権利者が義務者に対して時効の更新のための手段を採るための時間を一定期間確保する必要があることから、催告の規定と同様に、時効の完成猶予の期間を拒絶通知到着時から6か月を経過した時までとした規定です。

この点、注意すべき事項としては、前記(1)～(3)のうちの、一番短い期間までの間しか時効の完成が猶予されない、ということです。実務家としては、この点のチェックを誤り、うっかり時効を完成させることのないようにしましょう。

## 3 合意による時効完成猶予期間の再延長について

次に、平成29年改正民法は、合意による時効完成猶予期間中に、再度の合意を行うことにより、時効の完成猶予期間の再延長も認めています。

すなわち、前記2(1)～(3)の時効の完成猶予の期間内に、再度の合意を行った場合には、その再度の合意の時点から、新たに前記2(1)～(3)の時効の完成猶予の期間が開始されることになります（民151②本文）。

なお、再度の合意には、前記2(3)のケースも含んでいますので、例えば、協議が決裂して、一旦は更新拒絶の通知をしたものの、その通知から6か月以内に、何らかの事情で協議を続行することとなり、改めて合意書面を作成した場合でも、再度の合意に該当します。

ただし、この再度の合意による時効の完成猶予も、期間的に無制限ではありません。再度の合意による時効の完成猶予は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができない、と規定されています（民151②

ただし書)。

これは、当事者間の協議が5年経過しても円満解決していないような場合には、もはや協議が整う見通しは薄く、それ以上の時効の完成猶予を認める必要性が薄いことや、そもそも、消滅時効の制度趣旨が、長期間にわたる事実状態の尊重、過去の事実の立証の困難の救済等であることに照らして考えても、当事者間の協議の合意によって、あまりにも長期間の時効の完成猶予を認めることは、消滅時効の制度趣旨にもそぐわなくなるからです。

#### 4 催告による時効の完成猶予との関係

それでは、催告による時効の完成猶予と、協議を行う旨の合意に基づく時効の完成猶予との関係はどうなるでしょうか。改正民法では、以下のように規定しました。

① 催告によって時効の完成が猶予されている間に、協議を行う旨の合意(民151①)がされた場合でも、この協議を行う旨の合意に基づく時効の完成猶予の効力はない(民151③前段)。

② 協議を行う旨の合意(民151①)によって、時効の完成が猶予されている間に催告がされた場合でも、この催告に基づく時効の完成猶予の効力はない(民151③後段)。

つまり、催告による時効の完成猶予と協議を行う旨の合意に基づく時効の完成猶予が両立することはなく、どちらか一方の手続により時効の完成猶予の効力が生じている時には、その後に行われたもう一方の手続による時効の完成猶予効は生じない、と規定したのです。

そもそも、協議を行う旨の合意に基づく時効の完成猶予の規定の趣旨は、当事者間での協議による紛争の円満解決のための期間を与えることにあり、また、権利者が、時効の更新に向けた措置を執るための準備期間を与えるということにあります。とすれば、協議を行う旨の合意は、催告と同じ趣旨の時効完成猶予事由であるといえるので、再度の裁判外の催告には、時効の完成猶予の効力が認められないと明記したこととの整合性を保つためにも、協議を行う旨の合意に基づく時効の完成猶予と、催告による時効の完成猶予は、重ねて認めないこととしたのです。

#### 5 電磁的記録によって協議を行う旨の合意がされたとき

最近では、例えば、Eメールなど、書面ではなく電磁的記録によって協議を行う旨の合意がなされる場面も多くなってきていると思われます。そこで、改正民法においては、電磁的記録による合意も、書面によってされたものとみなすこととして、時効

の完成猶予の効力を与えました（民151④）。

また、改正民法151条1項3号の協議の続行を拒絶する旨の通知についても、同じく、電磁的記録による通知であっても書面によってされたものとみなすこととして、時効の完成猶予の効力を与えています（民151⑤）。

### 改正による実務への影響

協議を行う旨の合意による時効の完成猶予の条文は、改正民法によって新設されたものですから、改正によって実務に与える影響は大きいです。

以前は、時効完成を防ぐために、やむなく、協議中にもかかわらず訴訟を提起するしかなかった事案でも、合意書面を作成すれば一定期間時効の完成を猶予できるので、使い勝手がよく、実務上多用されることが予想されます。実務家としては、協議を行う旨の合意書面を作成する際の形式要件や、合意書面等がある場合の時効完成期間などについて、判断やアドバイスを誤らないように注意が必要です。

## ○保証人に対する情報提供義務に関連して債権者に留意が必要な事項とは



保証人に対する次の情報提供義務に関連して、債権者は、どのような事項に留意が必要でしょうか。

- ① 主たる債務者から委託を受けた保証人との間で、事業のために負担する債務について保証契約を締結するときにおける主たる債務者の保証人に対する情報提供義務
- ② 保証人から主たる債務の履行状況について情報開示請求を受けたときにおける債権者の保証人に対する情報提供義務
- ③ 主たる債務者が期限の利益を喪失したときにおける債権者の保証人に対する情報提供義務



- ① 主たる債務者が、保証人（法人である場合を除きます。）に対する情報提供義務に違反すると、保証契約が取り消され得ることに留意が必要です。
- ② 債権者が保証人（個人・法人を問いません。）に対する情報提供義務に違反すると、損害賠償責任を追及されたり、保証契約の解除原因となり得ることに留意が必要です。
- ③ 債権者が保証人（法人である場合を除きます。）に対し、適時に情報を提供しないと、期限の利益を喪失した時から通知を現にするまでに生じた遅延損害金を請求することができなくなることに留意が必要です。

## 解 説

1 本設例の質問①について（保証契約締結時における主たる債務者の情報提供義務）

(1) 保証契約締結時における主たる債務者の情報提供義務の新設

平成29年改正民法では、保証契約締結時における主たる債務者の個人保証人に対する情報提供義務が規定されました。すなわち、主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が

含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません（民465の10①・③）。

- ① 財産及び収支の状況
  - ② 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
  - ③ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- (2) 情報提供義務違反の効果及び債権者が留意すべき事項

主たる債務者が前記(1)の情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができます（民465の10②）。この点について債権者は、留意が必要です。

## 2 本設例の質問②について（主たる債務の履行状況に関する債権者の情報提供義務）

### (1) 主たる債務の履行状況に関する債権者の情報提供義務の新設

平成29年改正民法では、債権者の保証人に対する情報提供義務が規定されました。すなわち、保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければなりません（民458の2）。したがって、債権者は、守秘義務を理由として、主たる債務の履行状況を保証人に開示することを拒むことは許されません。

保証人が個人であると法人であるとを問わず、債権者は当該情報提供義務を負います。

### (2) 情報提供義務違反の効果及び債権者が留意すべき事項

平成29年改正民法は、債権者が上記情報提供義務に違反した場合の効果について規定していません。しかし、債務不履行の一般法理に従った損害賠償請求、保証契約の解除という効果が想定されます（潮見佳男『民法（債権関係）改正法案の概要』111頁（金融財政事情研究会、2015））。この点について債権者は、留意が必要です。

### 3 本設例の質問③について（期限の利益喪失時における債権者の情報提供義務）

#### (1) 期限の利益喪失時における債権者の情報提供義務の新設

平成29年改正民法では、債務者が期限の利益を喪失した時における債権者の個人保証人に対する情報提供義務が規定されました。すなわち、主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から2か月以内に、その旨を通知しなければなりません（民458の3①・③）。

#### (2) 情報提供義務違反の効果及び債権者が留意すべき事項

債権者が前記(1)の期間内に通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から通知を現にするまでに生じた遅延損害金（期限の利益を喪失しなかったとしても生じていたものを除きます。）に係る保証債務の履行を請求することができません（民458の3②）。この点について、債権者は留意が必要です。

## 改正による実務への影響

債権者は、情報提供義務が問題となる場面に応じて、適切な対応をとるための体制を整えておく必要があります。

すなわち、保証契約締結時には、債務者が保証人に対し、必要な情報を漏れなく、正確に提供していることを確認する体制を、また、保証人から情報開示請求を受けたときや主たる債務者が期限の利益を喪失したときには、適時に、保証人に対し、情報を提供することができる体制を整えておく必要があると考えられます。

特に、主たる債務の履行状況に関する情報自体は、債権者は通常、十分な管理をしているものと考えられますが、保証人は、債権者に対し、いつでも当該情報の開示請求をすることができ、債権者は、遅滞なく情報を提供しなければ債務不履行責任を追及される可能性があることに注意が必要です。

## 第2 売買の効力

### ○契約不適合による担保責任とは



私は、Bとの間で、自宅改修のため、C社製パネル材X・100m<sup>2</sup>を代金10万円で買い受けることを内容とする売買契約を締結し、引渡しを受けました。その後、改修工事に取りかかろうとしたところ、ニュース報道で、当該パネル材の性能が不足しており家屋の改修には不適当なことが判明しました。私はBに対して、法律上どのような請求が可能でしょうか。Bに用途を具体的に説明していた場合と何も説明していなかった場合とで、違いがありますか。



あなたとBとの売買契約において、売買の対象であるパネル材に関して、自宅の改修工事に使用するに足りる性能のものであることが前提となっている場合には、C社製パネル材Xは、そのような性能を満たさないものとして契約の内容に適合しないといえますので、目的物の修補や代替物の給付等の履行の追完を請求することができ、また、履行の追完がなされないとき等には、売買代金の減額を請求することができます。また、Bは契約の内容に適合したパネル材を提供しなかったこととなりますので、あなたはBに対し、債務不履行に基づき、損害賠償請求や解除を行うことができます。ただ、あなたがBに、パネル材の用途を具体的に説明していない場合には、パネル材の性能が自宅の改修工事に使用するに足りるものであることが売買契約の前提となっていたとはいいいくなくと考えられます。

### 解 説

#### 1 契約不適合による担保責任とは

平成29年改正民法では、特定物の売買か不特定物の売買かを問わず、売主は契約の内容に適合した目的物を引き渡す契約上の義務を負うことを前提に、引き渡された目的物の種類、品質又は数量が契約の内容に適合しない場合（契約不適合）には、買主は売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完



や、代金の減額などを請求できるとされています(民562・563)。このような契約不適合による売主の責任は、契約の内容に適合した目的物を引き渡す契約上の義務に違反したことによる債務不履行責任(の一種)ということになりますが、「担保責任」と呼ばれることもあります。

## 2 契約不適合による担保責任の内容

引き渡された目的物に種類、品質又は数量に関して契約不適合があった場合、買主は、①追完請求権、②代金減額請求権又は③(債務不履行の一般規定に基づく)損害賠償請求権及び解除権を行使することができます。

なお、平成29年改正前民法570条では、「隠れた瑕疵」が担保責任の要件とされていましたが、改正民法では、瑕疵(契約不適合)が「隠れた」ものであることは要件とされていません。

### (1) 追完請求権

買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求できます(民562①前段)。

ただし、売主は、買主に不相当な負担を課すものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完ができます(民562①後段)。なお、何が「不相当な負担」に当たるかについては、改正民法下での新しい概念であるため、解釈の動向に注意する必要があります。

また、契約不適合が、買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、追完請求権を行使することはできません(民562②)。

ちなみに、改正民法562条2項の「買主の責めに帰すべき事由」には、改正民法415条1項ただし書の「債務者の責めに帰することができない事由」のように「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」との修飾語がありませんが、これは、他の箇所でも同様に解釈されることになるとの法制執務的な判断によるものとされています。改正民法415条1項ただし書は、上記修飾語を明示的に付すことにより、個々での免責事由が債務発生原因に即して判断されるべきものであること、したがって、契約の場合には免責の可否が契約の趣旨に照らして判断されるべきものであって「帰責事由＝過失」を意味するものではないことを明らかにしたものとされています(部会資料68A 6頁(過失責任原則の否定)。潮見佳男『民法(債権関係)改正法案の概要』60頁(金融財政事情研究会、2015))ので、改正民法562条2項の「買主の責めに帰すべき事由」についても同様の解釈が採用されると解されます。

(2) 代金減額請求権

買主は、売主に対し、不適合の程度に応じて、代金の減額を請求できます(民563①②)。代金減額請求は、契約の一部解除と同様の機能を営むことから、その行使には、契約の解除(民541・542)を行う場合と同様の要件が課されています。すなわち、履行の追完の催告をし、相当期間内に履行の追完がないときに代金減額請求ができるものとされ(民563①)、催告なしに代金減額請求ができる場合も契約の無催告解除(民542)に同様の要件で認められています(民563②)。

また、契約不適合が、買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、代金減額請求権を行使することはできません(民563③)。

(3) (債務不履行の一般規定に基づく) 損害賠償請求権及び解除権

上記の追完請求権、代金減額請求権とは別に、買主は、売主に対し、債務不履行の一般規定に基づき、損害賠償請求権(民415)及び解除権(民541・542)を行使できます(民564)。

なお、改正前民法下の瑕疵担保責任としての損害賠償請求については、賠償の範囲は信頼利益に限られるとの説が強く主張されていましたが、契約不適合による損害賠償請求については、そのように賠償の範囲を限定すべき理由はなくなつたと考えられます(潮見・前掲236頁)。また、契約不適合が、軽微でなければ(民541ただし書)、契約をした目的を達成することができない場合(旧民570)でなくとも、買主は契約を解除することができます。

### 3 契約上求められる品質

種類物の売買においては、目的物の品質は、法律行為の性質又は当事者の意思によって定められますが、それによって定めることができない場合には、中等の品質を有する物を給付しなければならないとされています(民401①)。

特定物の売買については、民法401条1項のような定めはありませんが、目的物の品質は、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らしてその引渡しをすべき時の品質を定めることができないときは、引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならないとされています(民483)。すなわち、特定物の売買においても、目的物の品質は、種類物と同様に、一義的には、契約(法律行為)の性質又は当事者の意思によって定められるべきであり、これによって、定めることができない場合には引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならないとされていることとなります。

ただし、売買契約においては、通常は、契約上その品質に関する合意がある（明示の意思表示がなかったとしても、黙示の合意を認定すべき場合が多い）と考えられます。

#### 4 本設例の場合

本設例では、あなたとBは、目的物について、C社製パネル材Xと合意していますが、その品質については、明示の合意がないようです。この場合、例えば、あなたがBに、パネル材Xを家屋の改修に用いるとして具体的にその用途を説明していたときには、パネル材の性能が自宅の改修工事に使用するに足りるものであることについて、黙示の合意があり、本件売買契約の内容となっていたとして、Bの担保責任を問いやすくなると考えられます。これに対し、あなたがBに、パネル材の用途を具体的に説明していない場合には、パネル材の性能が自宅の改修工事に使用するに足りるものであることが売買契約の前提となっていたとはいいいくなくなり、Bの担保責任も問いにくくなると考えられます。

### 改正による実務への影響

平成29年改正により、追完請求権が一般的に認められ、追完の方法は、一義的には買主が指定することができる（ただし、売主は一定の場合には異なる方法による追完ができます。）ことが明示され、また、代金減額請求が可能であることも正面から認められました。とりわけ、追完請求は、売主にとっては大きなリスクとなり得るため、追完請求をどのように取り扱うのか（特約を設けるのか）については、慎重な検討が必要となったといえます。

実務上、代金減額の「交渉」が代金減額請求の「意思表示」とされ、売主が追完請求等他の権利を放棄したと認定されないよう注意が必要であるとの指摘もあります（大澤加奈子「売買・請負の担保責任全面改正」金法2026号37頁（2015））。

また、平成29年改正により、契約不適合が一種の債務不履行と整理され、契約不適合に基づく損害賠償請求の範囲が信頼利益に限定されない（履行利益を含め、賠償の対象となる）ことが明確になったと解されます。この点も、売主にとっては、大きなリスクとなり得るため注意が必要です。

以上によれば、売買契約締結に当たって、売主・買主それぞれの立場から、当該事案にふさわしい追完請求権・代金減額請求の要件や効果、損害賠償の範囲・方法等に

ついて、あらかじめ協議し合意しておくことが望ましいといえます。

さらに、物の瑕疵について、従前は「隠れた」瑕疵（旧民570）であること（すなわち、買主の善意無過失）が要件とされていましたが、平成29年改正により、これが要件から外されることとなりました。今後は、買主の過失は、過失相殺（民418）で考慮されることとなります。ただし、これまでの判例は、買主の善意無過失の要件を通じて、実質的には、瑕疵の存在が代金価格決定に織り込まれているか否かを評価していたとして、このような変更については、改正前民法のもとでの実務を変更する意図で出たものではないと指摘されており（中間試案の補足説明407頁、潮見・前掲232頁）、改正前民法で買主に過失があるとして売主の責任が否定されていたような事案は、瑕疵の存在が代金価格決定に織り込まれていた（そのため売買目的物も瑕疵があることが前提とされていた）と評価できる事案であるから、そのような事案では、瑕疵の存在は契約不適合を構成しないとして、改正前民法と同じ結論を導くことができるとの見方ができることには留意が必要です。